

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金
(大阪市・府共同)
申請要項

～ も く じ ～

- 1 協力金の概要
 - (1) 趣旨
 - (2) 対象者（支給要件）
 - (3) 支給額

- 2 申請手続き等
 - (1) 申請書類
 - (2) 申請受付期間
 - (3) 申請方法及び注意事項
 - (4) 問合せ先

- 3 協力金の支給
 - (1) 協力金の支給の決定及び通知
 - (2) 協力金の支給

- 4 協力事業者の公表

- 5 支給決定の取消し及び協力金の返還

- 6 調査等への協力

- 7 その他

別表 申請書類について

1 協力金の概要

(1) 趣旨

大阪市は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第23回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」(令和2年7月31日開催)において実施を決定した、大阪ミナミ地区の一部区域を対象にした接待を伴う飲食店等に対する休業要請等(以下「要請」という。)に応じた事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的に、大阪府と共同して、感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)(以下「協力金」という。)を支給します。

(2) 対象者(支給要件)

協力金支給の対象となるものは、次の①～⑤いずれにも該当する事業者とします。

- ①要請の対象区域内に施設(事業所)を有すること。ただし、令和2年8月5日までに当該施設を開業し、営業の実態があること。また、要請の対象施設(事業所)を運営(当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。)しているものが、支給申請日及び支給決定日において倒産・廃業しているものでないこと。
- ②要請を受けた対象施設を運営(当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。)しており、令和2年8月6日から令和2年8月20日までの全ての期間、当該施設が該当する要請内容に応じた要請を遵守していること。
- ③要請の対象施設(事業所)において、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)」を遵守し、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入をしていること。
- ④要請の対象施設(事業所)において、営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- ⑤大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(3) 支給額

1 施設(事業所)あたり最大30万円

(1日2万円(市と府で1万円ずつ負担)×最大15日間)

※ステッカーの導入が8月6日以降となった場合も導入後の日数分に応じて協力金を支給しますが、その場合においても、8月6日から20日までの全期間、要請に応じて休業または営業時間短縮を行うことが必要です。

※協力金の支給は、対象となる1施設(事業所)つき1回に限ります。

2 申請手続き等

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請となります。

郵送での申請も可能ですが、オンライン申請より支給まで時間を要します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

(1) 申請書類

次の①～⑩の書類を提出してください。詳しくは、別表を必ずご確認ください。

◆①～④については、全ての方に提出していただく必要があります。

- ①営業に必要な許認可証等の写し
- ②本人確認書類の写し
- ③要請を遵守していることが確認できる資料（写真等）
- ④振込先口座の通帳の写し

◆⑤及び⑥については、今回の協力金の支給対象施設について、大阪府が実施した「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の支給を受けた方で、当該支援金の申請情報との照合に同意いただいた場合、提出を省略することができます。

- ⑤直近の確定申告書の写し
- ⑥対象施設の賃貸借契約書等の写し

◆⑦～⑨については、オンライン申請の場合システム上で申請していただきますので、作成していただく必要はございません。郵送申請の場合は、作成のうえ提出していただく必要があります。

- ⑦協力金支給申請書（様式第1号）
- ⑧協力金申請要件確認書（様式第2号）
- ⑨誓約書（様式第3号）

◆⑩については、本市より別途提出の指示等があった場合ご提出ください。

- ⑩その他市長が必要とする書類等

(2) 申請受付期間

令和2年8月21日（金）9時から同年9月23日（水）まで

(3) 申請方法及び注意事項

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請となります。

オンライン申請

次のサイトから申請できます。

申請にあたっては、大阪市行政オンラインシステムの利用者登録(事業者用)が必要になりますので、事前に登録を行ってください。

○利用者登録(事業者用)

(URL)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

※上記 URL よりアクセス後、ページ右上の「新規登録」より利用者登録(「事業者として登録する」から登録)をお願いいたします。

○オンライン申請

(URL)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

利用者登録(事業者用)後、上記 URL よりアクセスし、ページ右上の「ログイン」ボタンからログインのうえ、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」から、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を選択し、申請を開始してください。

※令和2年9月23日(水)23時59分までに送信を完了してください。

※締切直前は、オンライン申請のサイトが混み合うことが予想されますので、余裕をもって手続きしてください。

《注意事項》

- 申請内容に不足や不備があった場合は、申請を差し戻します。追加で依頼した書類を添付するなど、申請内容を修正のうえ、再度申請してください。
- 誤ったデータを添付して申請した等の理由により、申請の修正を行いたい場合はミナミ時短協力金事務局にお問い合わせください。郵送等で追加の資料等を提出いただいた場合、既申請書類との突合はできません(不備解消はできません)。
- 申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行います。なお、審査後は、申請書類を一切返却しません。

オンライン申請以外の方法

郵送による申請（郵送（レターパックライト）による受付）

申請に必要な書類を全て揃えて、次の宛先に「レターパックライト」で郵送してください。

※令和2年9月23日（水）の消印有効です。

【宛先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル オズ棟南館4階

大阪市経済戦略局 産業振興課（ミナミ時短協力金事務局）

《郵送申請にあたって》

- 必ず「レターパックライト（*郵便物の追跡ができます）」で郵送してください。
- 郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- 現在（消費税増税後）の「レターパックライト」は370円です。消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

《注意事項》

- 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、原則全ての書類を返却します。
- 申請書類の一部のみを提出された場合も、原則同様に返却します。
- 必要な修正を行った上で、また不足資料を追加した上で、全ての書類を再度、「レターパックライト」でお送りください。
- 申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行います。なお、審査後は、申請書類を一切返却しません。

申請に必要な書類等の入手方法

8月21日（金）以降、次の大阪市施設に配架します。

- 中央区役所 1階

住所：大阪府中央区久太郎町1丁目2番27号

開庁時間：平日（月～金）9時から17時30分まで

※ただし、祝日は除きます。

- 大阪産業創造館 1階（チラシ配架棚）

住所：大阪府中央区本町1-4-5

開館時間：平日（月～金）・土・日 9時から22時まで

※ただし、8月30日（日）は除きます。

・次のサービスカウンター

①難波サービスカウンター

住所：大阪府中央区難波1丁目9番7号
(地下鉄なんば駅構内B1)

②梅田サービスカウンター

住所：大阪府北区梅田1丁目大阪駅前ダイヤモンド地下街2号
(ディアモール大阪B1)

③天王寺サービスカウンター

住所：大阪府天王寺区堀越町アベノ地下街6号(あべちかB1)
開庁時間：平日(月～金) 9時から19時まで
土・日・祝 10時から19時まで
(臨時休業日：9月19日(土))

※区役所及び大阪産業創造館、サービスカウンターでは、当該協力金の詳細についてお答えいたしかねますので、詳細については、次の問合せ先にお電話にてお問い合わせください。

(4) 問合せ先

ミナミ時短協力金事務局

電話番号：06-6655-0711

開設時間：平日(月～金)・土 9時から17時30分まで

※日及び祝日は対応しておりません。

※ただし、8月23日(日)については、9時から17時30分まで対応しております。

3 協力金の支給

(1) 協力金の支給の決定及び通知

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。
- ・支給決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行います。

(2) 協力金の支給

- ・「ミナミ時短協力金事務局」より、申請いただいた口座に振り込みます。

4 協力事業者の公表

申請者については、要請等に対して協力を表明していただいた事業者として、次の内容を大阪市ホームページ上にご紹介させていただきます。

【公表情報】

- ・対象施設名(店舗名または屋号等)
- ・対象施設の所在地(町丁目まで)

5 支給決定の取消し及び協力金の返還

協力金支給の決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、協力金の支給決定を取り消し、市長の指定する期日までに全額返金いただきます。なお、返還に要する費用は、支給を受けたものの負担とします。

6 調査等への協力

協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者及び支給決定者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者及び支給決定者はこれに応じる必要があります。

7 その他

- 提出された申請等に不備があった場合、大阪市は申請者に不備解消について指示します。大阪市が指定する期限までに申請が再度行われなかった場合は、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、大阪市が確認等に努めたにもかかわらず申請等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により申請開始日から起算して3カ月後の月末までに協力金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- 個人情報の取り扱いに関して、大阪市が事務の一部を委託する事業者並びに本協力金を共同実施する大阪府と共有します。（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）します。
- 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、営業に関して必要な許認可等申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することに同意します。
- 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の申請情報との照合（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）に同意いただいた場合、支援金の申請情報を活用し、本協力金の支給までの期間が短縮されることがあります。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 申請書類に記載された情報を、大阪市暴力団排除条例第13条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
- オンライン申請に入力いただいた情報、ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

申請書類は、①～⑩まであります。

◆①～④については、全ての方に提出していただく必要があります。

① 営業に必要な許認可証等の写し

対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許認可等の取得及び届出をしていることがわかる書類を、必ず全て提出してください。

※飲食店営業許可（必須）のほか、営業に必要な許認可等（例：風俗営業許可、深夜における酒類提供飲食店営業開始届出 等）の提出が必要です。

※原則として申請者本人名義の許可証であることが必要です。

※令和2年8月5日以前に許可を受けており、8月20日以前に有効期限が切れていないものである必要があります。

② 本人確認書類の写し

権限外のなりすまし申請防止のため、法人代表者又は個人事業主の本人確認書類（氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類）のコピーを提出してください。

【法人の場合】

法人代表者の運転免許証（裏・表の両方）、パスポート（顔写真記載ページ）、保険証等の書類 等

【個人の場合】

運転免許証（裏・表の両方）、パスポート（顔写真記載ページ）、保険証等の書類 等

③ 要請を遵守していることが確認できる資料（写真等）

(1) 写真①

店舗の屋号がわかる外観写真

(2) 写真②

休業・営業時間短縮がわかる写真

<例>お知らせビラを掲示している写真や店舗HPのスクリーンショットなど

(3) 写真③

感染防止宣言ステッカーを掲示している写真（登録番号と店舗名が鮮明に映っているもの）

④ 振込先口座の通帳の写し

銀行名・支店名・口座の種類・口座番号・口座の名義が分かるページ（振込先となる金融機関の通帳の表面や1ページ目の見開き部分）の写しを提出してください。

※振込先口座名義は、申請者本人の名義である必要があります。（法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。）

※旧銀行名などは入金できませんので、申請書には現在の正しい銀行名を記入してください。

※日本国内の口座に限ります。

- ◆⑤及び⑥については、今回の協力金の支給対象施設について、大阪府が実施した「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の支給を受けた方で、当該支援金の申請情報との照合に同意いただいた場合、提出を省略することができます。

⑤ 直近の確定申告書の写し

法人、個人ともに直近の確定申告書の写し（税務署の受付印又は申請書等送信票）を提出してください。

法人の場合：法人税確定申告書別表一（一）の写し

個人事業主の場合：確定申告書B第一表の写し

※マイナンバーの表記箇所（個人番号）については、必ず見えないようにして（当該箇所に付箋を貼り付けたものや黒塗りしたものをコピーするなどして）提出してください。

○初回の確定申告期限が到来していない事業者で、直近の確定申告書の写しがご用意できない場合は、別途営業実態を確認できる書類を提出してください。

〈例〉【法人の場合】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（直近3カ月以内のもの）または法人設立設置届出書、及び設立から8月5日までの売上台帳等

【個人の場合】開業届及び設立から8月5日までの売上台帳等

⑥ 対象施設の賃貸借契約書等の写し

対象施設が賃貸の場合

賃貸借契約書の写し

貸主・借主・休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項）・対象物件（専有面積・建物の名称・所在地）・賃料が記載されたもの等、賃貸借契約が締結されていることが確認できる部分の写しを提出してください。

・賃貸借契約者は、申請者と同一である必要があります。

・必ず、契約者（借主）の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分の写しを提出してください。

※対象施設が自己所有の場合は、不動産登記簿謄本（登記事項証明書）等の提出を求めることがあります。

- ◆⑦～⑨については、オンライン申請の場合システム上で申請していただきますので、作成していただく必要はございません。郵送申請の場合は、作成のうえ提出していただく必要があります。

⑦ 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）支給申請書（様式第1号）

※支給の対象となる施設（事業所）が複数ある場合、施設ごとに申請していただく必要があります。

※「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の申請情報との照合に同意いただいた場合、本協力金の支給までの期間が短縮されることがあります。

⑧ 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）申請要件確認書（様式第2号）

⑨ 誓約書（様式第3号）

※誓約書の下段の当社（代表者）所在地及び事業者名（法人名または屋号）、代表者名（個人事業主氏名）については、必ず自署をお願いします。

- ◆⑩については、本市より別途提出の指示等があった場合ご提出ください。

⑩ その他市長が必要とする書類等

上記のほか、本市が本協力金の支給に関する審査において、必要と認める書類等の提出を求めることがあります。